

第4日（3月13日）

1 杉田源太郎議員

答弁を求めるもの 担当部長

1 議第39号 焼津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
基本使用料、従量使用料の値上げ

令和4年6月に行われた焼津市下水道使用料等審議会に諮問、12月適正な使用料のあり方について市長に答申書が出された。その内容を踏まえ慎重に検討して妥当との判断がされたとのことだが、妥当とする判断基準とは詳細をどのようなことか

2 議第40号 焼津市下水処理場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

基本使用料の値上げ

地域し尿処理施設（コミュニティプラント）の使用料収入は維持管理にかかる経費をまかなえていない。受益者負担の公平性、今後の安定的な施設の維持及び老朽化への対応に備えて段階的に使用料の適正化を図るとのこと。

ア 地域し尿処理施設個数・利用世帯数は

イ 現在の地域し尿処理施設はいつ設置されたか

ウ 利用が開始されてからの使用料の推移は

エ 維持管理費の内訳は

オ 維持管理、老朽化対応の計画は

カ 段階的に使用料の適正化とは

キ 使用料徴収の水道事業委託はいつからか

2 深田ゆり子議員

答弁を求めるもの 担当部長

1 議第1号令和5年度焼津市一般会計予算案

(1) 歳入1款1項市民税84億474万1千円

「新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ個人所得及び企業収益が持ち直している  
と見込まれ、全体で6.3%増」等の説明から。

ア 個人74億3,324万1千円（5.7%増）、均等割2億6,100万円、所得割71億724万1千円  
について

(ア) 個人所得が持ち直している  
と見込んだ理由

(イ) 納税義務者数の動向（令和3年度と令和4年度）

(ウ) 所得割が非課税（均等割のみ）となる納税義務者数の動向（令和3年度と令和4年度）

(エ) 均等割、所得割とも非課税となる人数の動向（令和3年度と令和4年度）

(オ) 総所得金額1億円を超える人数の動向（令和3年度と令和4年度）。以上5点伺う

イ 法人 9 億 7,100 万円 (11.4%増) 均等割 3 億 3 千万円、法人税割 6 億 4,100 万円について

(7) 企業収益が持ち直している見込んだ理由

(4) 法人等区分別の動向 (令和 3 年度と令和 4 年度)

(ウ) 市内・市外に本社のある割合の動向 (令和 3 年度と令和 4 年度)。以上 3 点伺う

(2) 歳入 15 款 2 項 1 目 デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進タイプ) 7,778 万 9 千円 (補助率 1/2) 及び歳出における事業

「焼津未来創生総合戦略にかかるデジタル田園都市国家構想関連事業に対する交付金で、総合計画推進事業、移住就業支援事業、子育て支援施設地域にぎわい創出事業などに充当する」等の説明から。

ア デジタル田園都市国家構想交付金の目的と概要

イ 同交付金は地方創生推進タイプとのことだが、先駆型、横展開型、Soceity5.0型のどの型であるか。またその内容

ウ 同交付金は、マイナンバーカードの交付率の勘案から、マイナンバーカードの普及促進と一体に進めているということか

エ 同交付金を活用した事業は、歳出の 3 款 3 項 5 目 子育て支援施設地域にぎわい創出事業 (地方創生) 3,112 万 9 千円、5 款 1 項 1 目 移住・就業支援事業費 (地方創生) 846 万 5 千円、6 款 1 項 3 目 農業・地域支援サービス事業体創設事業費 (地方創生) 3 千万円であるが、その他の事業はどうか。また、それぞれの事業を選択した経緯と理由、事業費、財源、事業内容はどうか。以上 4 点伺う

(3) 歳入 15 款 2 項 4 目 デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型) 1,500 万円・補助率 1/2、及び、歳出 7 款 1 項 2 目 やいづワーク (新しい働き方) 導入事業費 5,498 万 7 千円

ア デジタル実装タイプの地方創生テレワーク型は、①民間運営施設の整備事業、②サテライトオフィスの既存施設の拡充・利用促進事業、③施設の利用企業の支援事業、④進出企業と地元企業との連携事業の支援の措置拡充があるが事業費の内訳、具体的な事業内容を伺う

イ その他の焼津ワーク導入事業費の内訳、財源、具体的な事業内容を伺う

(4) 歳出 2 款 1 項 6 目 焼津未来創生事業費 1,953 万 6 千円

政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」から「デジタル田園都市国家構想総合戦略」へ政策転換し、交付金の名称も「まち・しごと・創生事業」から「地方創生推進費」に変更。一方、焼津未来創生総合戦略の第 2 期は 2020 年～2024 年である。以下、それぞれの経費、予定している事業内容、今後の見通しを伺う。

ア 焼津未来創生総合戦略推進会議

イ 移住・交流イベント事業

ウ 市役所若者倶楽部の活動

エ 企業版ふるさと納税に関する手数料支払

オ 第 2 期焼津未来創生総合戦略改訂

(5) 歳出 2 款 1 項 6 目 総合計画推進事業費 1,565 万 5 千円

説明の経費について以下詳細を伺う

ア 焼津市プロジェクトチームの運用にかかる専門家への謝礼や旅費などの一般事務費

イ 第 6 次焼津市総合計画第 2 期基本計画の運用に係る調査と委託料

(6) 歳出2款1項6目行政経営システム推進事業費179万2千円

説明の経費について以下詳細を伺う

- ア まちづくり市民会議の開催に係る費用
- イ 市民アンケート調査にかかる費用

(7) 歳出2款1項6目自治基本条例推進費46万3千円

説明の経費等以下詳細を伺う。

- ア 自治基本条例推進委員会委員の報酬
- イ 自治基本条例市民集会（大ワールドカフェ）を開催するための報酬費、会場借上料
- ウ その他自治基本条例を推進するための事務費
- エ 大ワールドカフェの検証はどうか

2 議第23号 焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議第24号 焼津市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

議第25号 焼津市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議第26号 焼津市ふれあいギャラリー条例の制定について

議第28号 焼津市スポーツ広場条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 焼津市総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について

議第31号 焼津市大井川福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第38号 焼津市大井川河川敷運動公園管理条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 議第23号関係

- ア 市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する場合の使用料を50%から（50%とされている場合）、100%（2倍）に加算する理由
- イ これまで市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する年間の割合
- ウ 料金改正による令和3年度の試算額
- エ 近隣市町の状況はどうか

(2) 議第24号関係

- ア 市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する場合の使用料を50%から（50%とされている場合）、100%（2倍）に加算する理由
- イ これまで市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する年間の割合
- ウ 料金改正による令和3年度の試算額
- エ 近隣市町の状況はどうか

(3) 議第25号関係

- ア 市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する場合の使用料を50%から（50%とされている場合）、100%（2倍）に加算する理由
- イ これまで市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する年間の割合
- ウ 料金改正による令和3年度の試算額
- エ 近隣市町の状況はどうか

(4) 議第26号関係

- ア 市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する場合の使用料を50%から（50%とされている場合）、100%（2倍）に加算する理由
- イ これまで市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する年間の割合
- ウ 料金改正による令和3年度の試算額

エ 近隣市町の状況はどうか

(5) 議第28号関係

ア 市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する場合の使用料を50%から（50%と  
している場合）、100%（2倍）に加算する理由

イ これまで市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する年間の割合

ウ 料金改正による令和3年度の試算額

エ 近隣市町の状況はどうか

(6) 議第30号関係

ア 市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する場合の使用料を50%から（50%と  
している場合）、100%（2倍）に加算する理由

イ これまで市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する年間の割合

ウ 料金改正による令和3年度の試算額

エ 近隣市町の状況はどうか

(7) 議第31号関係

ア 市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する場合の使用料を50%から（50%と  
している場合）、100%（2倍）に加算する理由

イ これまで市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する年間の割合

ウ 料金改正による令和3年度の試算額

エ 近隣市町の状況はどうか

(8) 議第38号関係

ア 市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する場合の使用料を50%から（50%と  
している場合）、100%（2倍）に加算する理由

イ これまで市内在住、在学又は在勤の者以外の者が使用する年間の割合

ウ 料金改正による令和3年度の試算額

エ 近隣市町の状況はどうか

3 議第27号 焼津市総合グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について

議第27号

ア 総合グラウンドテニスコートの市内在住、在学又は在勤の者以外の一般と高校生以下が  
使用する割合

イ アの一般の全天候コートを手1,180円から1,460円へ（1.24倍）、その他のコート730  
円から840円へ（1.15倍）、アの高校生以下の全天候コート590円から730円へ（1.24  
倍）、その他のコートを360円から420円へ（1.17倍）、値上げする理由と値上げした  
分の令和3年度の試算額

4 議第29号 焼津市漁船員テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について

議第29号

ア 市内在住、在学又は在勤の者以外の一般と高校生以下が使用する割合

イ アの一般の日中の各時間帯を手1,180円から1,460円へ（1.24倍）、夜間の各時間帯を  
2,180円から2,900円へ（1.33倍）、アの高校生以下の日中の各時間帯を590円から730  
円へ（1.24倍）、夜間の各時間帯を1,090円から1,450円へ（1.33倍）、値上げする理  
由と値上げした分の令和3年度の試算額

ウ 備考1の860円の加算を1,200円へ(1.4倍)値上げする理由

5 議第41号 焼津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
病床数471床から423床

ア 現状を踏まえた医療ニーズに対応するため病床を471床から1割以上の減少の423床  
に減らす。423床数の根拠は

イ 人工透析患者が年々増加している。血液浄化療法室、点滴治療センター機能の充実  
でニーズに対応するためにベッド数を35から11追加して46にするとのこと。ベッド数  
の追加11は病床数の減少との関係は

ウ 条例の公布日はいつになるのか

エ 附則に交付の日から起算して9月を超えない範囲内で企業管理規程で定める日から  
施行とはどのようなことか

3 秋山博子議員

答弁を求めるもの 担当部長

議第1号焼津市一般会計予算(案)について

(1) 歳出の繰出金について

当初予算(案)の、以下の繰出金の内容を伺う。

ア 7款1項4目 温泉事業会計

イ 8款4項1目 港湾事業会計

ウ 4款1項8目 水道事業会計

エ 4款1項7目 病院事業会計

オ 8款5項4目 公共下水道事業会計

(2) 歳出10款5項5目「公民館建設事業費 豊田地域交流拠点施設整備事業費」454,943千  
円について

事業費の内容・金額と事業のスケジュールを伺う